減額申請は10月中に
11月は農家の予定納税月

十一月は単作農家の第一期予定納税の月です。このため十月十五日頃までに税務署から、予定納税基準額の通知書が届くことになっていますが、この通知書には、去年の所得の実績に基いて、今年四月の税法改正で高くなった控除や低くなった税率をあてはめて計算した税金の額が記載してあります。

十一月の予定納税は、この通知書の金額の半額を納めればよいのですが災害を受けたり、土地収用などで耕地面積が減ったりして、十月一日現在の状況で見積った税額が税務署からの通知額より減る人は減額承認申請という救済の途が開かれています。

また今年の税法改正で一年間に納める税金の額が三千円未満と見込まれる人は予定納税をしないで、確定申告で一度に納税すればよいことに変更されました。

減額申請

十月十五日までに税務署から届いた予定納税基準額の通知書には、昨年の実績に基いて今年の十月一日現在で計算した税金の額が記載してあるのです。だから凍霜害や病虫害などで作柄に大きな影響を受けた納税者では自分の手で計算した税額より多い場合がありま す。こんなときには、減額承認申請に所得の減る理由を書き、それを裏付ける資料を添えて、十一月中に税務署に出して下さい。但し、予定納税基準額通知書が十月十五日以後に届いたときには、届いた日から十五日以内に申請を出せばよいことになっており、次のような場合には、この申請が認められることになっています。

① 農業をやめたり、土地収用法で耕地面積が減ったために、収入がなくなったり、大巾に減る場合

② 納税者や家族が怪我や病気をしたために多額の医療費がかかった場合

③ 火災や水害あるいは盗難で家財に損害を受けたり、凍霜害、病虫害などで作物に損害を受けた場合

④ 結婚、出生などで扶養家族のふえた場合

⑤ 新たに不具者控除や老年者控除などの税額控除を受けるようになった場合

⑥ 日照時間が少なすぎたりして一般に作柄が不振で、去年の実績にくらべて明らかに所得が減ると見込まれる場合

以上のうち④～⑥の場合には、税額の見積りが前年の実績以下になることがはっきりしないときには承認されないこともあります。（申請書の用紙は税務署で貰って下さい）

確定申告

今年の十月一日現在の状況で所得を見積った農家の所得税の額が三千円に満たないときは十一月の予定納税をする必要がなく、確定申告の際に一度に納税すればよいことになったので、このような人には、税務署から予定納税通知書が届かないのですが、通知書が届かないから今年は納税しなくとも済むと思うのは間違いです。

また今年の作柄が非常によく、去年にくらべて所得がふえる見込みの人でも、去年の税額が三千円未満であれば予定納税通知書が来ないので、従って予定納税をする必要はないのですが、予定納税をしないでいると確定申告の税金が重荷になりますので、このような人は十一月に予定申告をして、予定納税額の半分を納めておくと後で楽です

秋に多い押売り
すぐ警察にご連絡下さい

秋は押売りの多い季節です。殊に農家は取入れに忙しいため、老人や女こどもばかりの留守が多く、そこを狙って悪質な押売りや浮浪者が入りこんで平和な農村をおびやかすのです。

新津郷防犯連合会（会長は新津市長）では、新津警察署と協力して管内から押売りを撃退するため、この種押売り防止の立札を作り、これを主要地点に設置しました。

また、県では新しく押売等防止条例を設けて県民生活の安全を図ることになりましたが、この条例によると、押売りをした者は一万円以下の罰金に処されることとなっており、常習者は六月以下の懲役か五万円以下の罰金という重い刑に処されることになっています。

押売りにあったり、見掛けたときは、すぐ警察（電話八番）か近くの駐在所に連絡して下さい。

条例では、次のようなものを押売りと云っています。（以下新潟県押売等防止条例から抜粋）

第二条（定義）この条例で「押売等」とは、他人の住居又は建造物を訪れ、物品の販売、買受、交換、修理若しくは加工又は役務の提供をするにあたり、次の各号の一に該当する行為をすることをいう。

一　拒まれたにもかかわらず、すみやかに立ち去らないこと。

二　承諾がないにもかかわらず、玄関その他の場所において、物品を展示し、若しくは買受、交換、修理及び加工の対象となるものを捜し又はすわり込むこと。

三　害を加えるような気勢を示し、又は住居、建造物、器具等にいたずらをすること。

四　承諾がないにもかかわらず、物品の配付、修理、加工又は役務の提供を行いその対価又は報酬を要求すること。

五　著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけること。

六　不安、困惑若しくはけんおの念をいだかせ又は誤解させるような言動をすること。

反遡　桂　半夏

子規の日の鶏頭壺に盛られけり
総立ちの稲架夕焼に匂ひたり
干籾や墓の隙間を照返し
露冷の機関車点検に巡りをり
秋嶺に一点のダム隠れなし

（「鋭」会員、柚の実句会）

清潔は健康への道
『秋の大掃除へご注意』

冬をむかえ、来春まで健康で快適なくらしをするための出発点が秋の大掃除で、今年の衛生作業のしめくくりでもあります。

私たちの住いを、住居のまわりを清潔にしたいものです。

清潔こそ健康への道です。次に秋の大掃除の注意事項を簡単に述べてみましょう。

[家] のまわりや道ばたの雑草や枯葉を集めて焼くか埋めこみ、空かん、空びんなど不要品は整理してしまいます。

[台] 所のまわりは、特に注意して下水や汚水だめの流れをよくし、乾燥するよう工夫します。また台所や物置、風呂場、畜舎などで、冬でも暖かく暗い場所や床下は、越冬の蚊のかくれ場所ですから、清掃してから残効性のある殺虫剤を噴霧します。

[便] 所の汲取口には、すきまがないように修理します。

[畜] 舎や鶏舎の土台付近や便所のまわりは、越冬のはえのサナギがありますから掘り起してサナギを深く埋め、新しい土と交換すれば、春のはえはぐっとへります。

[ね] ずみは十一月までが繁殖期です。通路の穴をふさいだり、巣をとりはらうだけでなく、部落や町内一斉に殺虫剤で駆除しましょう。

[室] 内の壁や天井は、残効性のある殺虫剤を噴霧します。

[畳] は乾燥するのが目的です。ほこりをたたいて風通しのよい場所で日光にさらし、床には新聞紙を敷き、DDT粉末をまきます。

[床] 下は、ごみを掃き風通しをよくし、できれば残効性のある粉末殺虫剤を散布します。

[秋] の蚊やはえは、来春まで生き残って産卵するのです。夏にもまして秋から冬は蚊やはえの成虫を、みつけ次第退治することは大変効果のあることなのです。

防衛大学生を募集

防衛庁では、三十三年度防衛大学生の募集を次の要領で行っています。

▼採用人員　約五三〇名　▼資格　日本国籍を有する男子のうち、来年の四月一日現在で満二十一才未満（昭一二・四・二以降出生者）で、三月高等学校卒業見込者及びそれ以前の卒業者又はこれらと同等以上の学力があると文部大臣が認めたもの　▼受付期間　十月五日から十一月五日まで　▼手続　志願票に学校の証明書又は検定合格票及成績証明書各一通を添付自分あての封筒に十円切手をはったものを同封して提出すること（志願票提出先は新潟市上所島、自衛隊新潟地方連絡部）▼試験　第一次試験…筆記で国語・社会・数学・理科・外国語（期日は十二月一・二日）第二次試験…一次試験の合格者について口述試験、身体検査を行う（期日は明年一月十日・十一日）▼試験場は全国どこの試験場で受験してもよいが県内は新発田市のみ▼その他細部は市役所総務課に間合わせて下さい。

水道読本 ①
危険の多い簡易水道
むずかしい殺菌処理

◇水と水道

水も恵まれ過ぎますと空気と同じように、その存在も、有がたさも忘れがちです。その証こには水道が断水したり、又は水が悪くて水道のない所では、一刻もじっとしていられない焦りを感じます。停電してもローソク、ランプなどの代用品がありますが水については代用品がないからでしょう。

水の不足を解消したり安心して飲める水を供給するのが上水道の役目です。

◇水汲みの労力と時間

井戸水を使っている家庭の損失は水汲みと水運びに要する時間と労力で代表されます。特に夜は遅く、朝は早く起きて一家の炊事をする主婦にとってやはり捻ればジャッーとでる水道が羨しいことでしょう。

◇よい水

学問的にいうと硬度とか酸度とかアルカリ度又は水中の含有物質がどうかなどと色々な難しい要素がありますが、しろうとの常識としては昔から言われているように無色無味、無臭の三つが備わっていれば良水と思って差支えないでしょう。但し水道の場合には水中の細菌を殺すのに塩素を入れているのでプンとさらし粉の臭いのすることがありますが、あの臭いのある間は安心して飲めるのです。

◇水と病気

わるい水は細菌を沢山含んでおり時にはチフスや赤痢を発生させることもあります。水道を使うことにより伝染病が少くなったことは、過去の実績が物語っており、ある医師は「清水を沢山使うことによってトラコーマも少くなった」と報告しています。

◇水道を護る苦労

日常生活に適する良い水を送るのが水道ですが河川水や地下水の濁りや細菌をとり、中性に近い水にして需要者に届けるには色々の耐ゆまない操作と努力と研究が必要になります。

新津市には満願寺と中新田の二箇所に浄水場があり、昼夜の別なく操業してたえず河水の濁りを測りそれに相応する沈澄剤を注入し、沈澱池で大かたの濁りをとり、更に濾過池で残りの濁りと細菌を除き、最後に塩素を注入し、一匹残らず細菌を殺しその浄水を大型ポンプで交代で需要者へ昼も夜も送水しているのです。小さな簡易水道などでは、ときたまその水から爆発的に数百人もの赤痢患者を出したりすることがありますが、これは素人が管理した為塩素注入を怠ったりすることに起因しているようです

水道法という法律があって、これによると一定の資格をもったものでないと水道を管理することはできないことになっているのも、需要者の安全を守るためからです。

河水のにごり水をとり、それに適応する沈澄剤の注入量の測定試験

新津郵便局から、郵便物の宛名のかき方、お年玉年賀はがきなどのことについて次のとおり要望がありましたのでご協力を願います。

新町ガンギ内にポスト新設

九月中旬から地域の要望に応えて、新町雑貨商皆川ハナさんのガンギのところへ郵便ポストを新設しました。

このポストはガンギの柱に掛けた小さいポストで、一見判りにくい様ですが、せいぜいご利用願います。

なお同店で切手、葉書や印紙も売っています。

お年玉年賀はがき売出し
十一月十五日から

お年玉年賀はがきが今年も売出されます。

昭和二十四年から始まった寄附金つきお年玉年賀はがきは今年で九年目になりますが、この間全国民からご寄附頂いた寄附金が三十億円余の巨額に達しました。この金は、社会を明るく温かにし、不幸な人達をたすけるために大きな働きをしています。今年も寄附金つきお年玉年賀はがきが四億五千万枚発行されますから、四億五千万円が不幸な人達へ愛の手をさしのべることになります。このはがきは十一月十五日から全国一斉に郵便局と切手売さばき所に発売されますから品切れにならないうちに、お早くお買求め下さい。

なお、このほか寄附金がつかない四円のお年玉年賀はがきも用意されてありますからお買求め下さい。

宛名は詳しくはっきりと
郵便物が早くなるようご協力を

郵便のあて名の書きかたが、草書で読みにくかったり、同姓同名の人がいるのに町名部落名、屋号等が書いてなかったり同居人の世帯主の肩書がなかったり等で毎日沢山の迷子があります。

受取人も差出人もわからぬため、配達することもお返しすることもできない郵便物が新津局だけでも毎月二〇通位あります。ここ数年の間に市町村が沢山合併されましたが、郵便局の配達区域改正がそれと足並そろいませんため、例えば新潟市の場合新潟局、松ケ崎局、木崎局、内野局、大野町局、亀田局、酒屋局の七局の配達区内に別れています。郵便物のあて名を書くときは

亀田局区内新潟市大淵
何　某　様

という様に書いて下さい

ただ〇〇市〇〇町と書いて出すと、その郵便が廻り道して意外に遅れる場合が沢山あるからです。

新津市内でも小合地区は小須戸郵便局管内となっていますので、小合地区あての郵便で小須戸局区内と書いてないため、新津局へ届けられ新津局から小須戸局へ廻送するのが毎日平均一三〇通もあります。そのためこの郵便物は一日遅れて配達になっているのです。小合地区の皆さんは今度郵便をお出しになるときは、あなたの住所を必らず

小須戸局区内
新津市〇〇　と

お書きになって下さい。それから相手の方に手紙を出すときは小須戸局区内と書いてくれるようたのんで下さい。

郵便が、まっすぐに早く届くようあて名はくわしく書くようご協力願います。